

農研機構業務継続計画

(平成29年4月策定)

(令和5年11月20日一部改正)

第1部

1-1 基本方針

農研機構は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成11年法律第192号）（以下「機構法」という。）により「農業及び食品産業に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、農業等に関する技術の向上に寄与するとともに、適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行う」ことを目的に設置されている。農研機構は、緊急事態（自然災害、事故災害、人為的災害、感染症の蔓延等による大規模な被害の発生等）により、農研機構の経営資源（職員、物、情報等）に制約を受ける非常時下においても、役職員及びその家族の安全を確保しながら、機構法の定める業務を継続するため、次の基本方針に基づき、業務継続体制を確保する。

- ① 農研機構役職員（研修生、来客者等を含む）の安全を確保する。
- ② 経営資源の状態を迅速・的確に把握し、優先度の高い重要業務に資源を適切に配分して継続実施を図るとともに、業務の速やかな復旧に努める。
- ③ 役職員の安全確保、業務の継続及び復旧に当たっては、二次災害の発生防止に努める。
- ④ 上記を実施するため、平常時において、重要業務の選定と優先順位の決定、執務体制及び執務環境の整備を図る。

1-2 非常時に飛散・漏出・逸走等を確実に防止すべき管理物

- ① 放射性物質（RI等）
- ② 毒劇物、危険物等の化学物質
- ③ 遺伝子組換え体
- ④ 輸入禁止品
- ⑤ 害虫、害獣、有害植物、病原菌、病原体感染動植物、特定外来生物等の有

害生物

⑥ 家畜等飼養動物

詳細は、行動チェックリストに沿って行動するものとする。

1-3 非常時において優先的に継続する重要業務・保全すべき資源

(1) 法令等に基づき要請される業務への対応

- ① 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の指定公共機関として、地震、集中豪雨等の災害に機動的に対応する業務
- ② 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)の指定公共機関としての武力攻撃事態等への対応に係る業務
- ③ 食品安全基本法(平成15年法律第48号)に基づく緊急対応を含めて、農産物・食品の安全性の確保に向けて機動的に対応する業務
- ④ 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)に基づき作成される特定家畜伝染病防疫指針により、重要家畜伝染病発生時の緊急防疫活動等の危機管理に際して、国、地方自治体等の要請に応じて積極的に協力する業務
- ⑤ 機構法に基づく農林水産大臣からの要請に応じて実施する試験及び研究、調査、分析又は鑑定業務

(2) 社会的責務として優先的に継続又は復旧させる業務

1) 緊急に対応すべき支払い業務(債務確定した支払い等)

2) 国内で農研機構が唯一の実施機関であり、その業務が中断若しくは失われた場合に社会に及ぼす影響が非常に大きな業務

- ① 牛疫ワクチンの保全
- ② 優先的に保全すべき遺伝資源の保全(失われた場合に再取得ができない等)
- ③ ばれいしょ及びさとうきびの原原種生産

(3) 組織基盤維持のための経営資源の保全・研究セキュリティの確保

農研機構の組織基盤維持のため重要度の高いシステム、データ、研究試料等経営資源を管理する部署は、復旧・保全・保管のための対策を事前に検討し、発災時に実行する。また、平常時より試験データの管理等、研究セキュリティを確保する方策を講じるものとする。なお、システムの運用については、情報

システム運用継続計画に従って行うものとする。

1) 優先的に復旧すべきシステム

- ① 財務会計システム
- ② 特許管理システム
- ③ 特許契約管理システム
- ④ 種苗管理システム
- ⑤ 薬品管理システム
- ⑥ 人事給与システム
- ⑦ 基幹システムサーバ基盤

2) 重要文書・重要データの保全

- ① 法人文書
- ② 研究データ

3) 研究セキュリティの確保

- ① 研究データ
- ② 研究試料
- ③ 1 - 2 で定める管理物に関する取り扱い

(4) 各事業場の部課室等における優先度の高い業務

非常時においても継続する必要がある優先度の高い業務を選定し、経営資源の低下（出勤職員数の減少、停電・ネットワーク不通、基幹システム障害等）時にも業務が継続可能となるようあらかじめ対応を検討する。

(5) 地域との協調

地域からの一時避難場所の提供等の要請に応じる等、地域と協調した対応を実施する。広域避難場所等として指定を受けている事業場においては非常時における一般市民対応体制をあらかじめ検討する。

1 - 4 業務継続体制の整備

業務継続のための執務体制及び執務環境の整備を図るため、以下を実施する。

(1) 避難場所の指定及び非常時緊急連絡体制の整備

各事業場は、災害発生時の避難場所をあらかじめ指定するとともに、非常時緊急連絡体制を整備する。

(2) 安否等確認体制の確保

各事業場は、災害発生時における役職員の安否・被災状況を迅速・確実に確認できるようにするため、安否確認システム及び職員緊急連絡網へ役職員の必要情報が登録されていることを確認し、異動等が生じた場合には速やかに登録情報を更新する。また、役職員は勤務地または居住地、出張時については用務地において災害に遭遇した場合には、安否確認システムまたは職員緊急連絡網等により、安否連絡を入れることとする。

(3) 緊急参集要員の指定

各事業場は、災害発生時の緊急参集要員をあらかじめ指定し、定期的な見直しを行う。

(4) 休憩・休息場所等の整備

各事業場は、緊急参集要員のほか、帰宅困難者や来客者等が休憩・休息可能な場所の整備等を計画的に行う。

(5) 事業場の長の代理

各事業場は、事業場の長に事故等のある場合の代理者をあらかじめ定めておく。

(6) 重要データのバックアップ

各事業場は、災害発生時に重要データの消失を防ぐため、重要データのバックアップ体制を計画的に整備する。なお、農研機構の重要データのバックアップ体制については、本部デジタル戦略部が総理する。

1-5 非常時備蓄

帰宅が困難となった役職員及び来客者等に必要な最小限の水・食料・毛布等を備蓄する。

(1) 備蓄すべき品目

1) 基本的な備蓄品目

- ① 飲料水：1人分は1日3Lを基本

② 食料品：1人分は1日3食を基本

③ 毛布：1人1枚を基本

2) 補助的な備蓄品目（必要に応じて、備蓄しておくべき品目）

① 簡易トイレ：1人分は1日5回を基本

② 救急用品

③ 衛生用品：女性用、若干数

④ 電灯、ラジオ、充電器等の小型電気器具（可能な限り手回し充電も可能なもの）、電池

⑤ 発電機

⑥ その他、各事業場の実情に応じて必要な備品、消耗品等

(2) 備蓄品の必要量

1) 首都圏に所在する事業場

全職員及び来客者等（職員数の10%程度）の3日分を目安に備蓄する。

2) 首都圏以外に所在する事業場

職員（20%）及び来客者等（職員数の10%程度）の1日分を目安に備蓄する。ただし、上記は目安であり、各事業場の実情に合わせて備蓄する。

(3) 備蓄品の保管場所の確保

① 地震、水害、土砂災害等に被災しても、取り出し・使用可能な場所

② 火災が発生しても、延焼しがたい場所

③ 保管時の環境が良好に保たれ、品質等の著しい劣化が生じない場所

なお、極力複数箇所に分散して保管し、備蓄品の被災の回避に努める。

(4) 備蓄品の更新

賞味期限のある飲料水、食料品については、毎年度必要となる更新費用が平準化するよう各事業場で計画的に更新する。

各事業場における備蓄品の管理及び更新予算の確保については、管理本部各管理部が総理する。更新される備蓄品については、防災訓練での使用、または、十分な賞味期限（3か月等）を残してフードバンクへの寄付等、廃棄することなく有効に活用する。

1-6 防災計画

災害による建物・設備等の被害を予防し、人命の安全確保と業務継続上の障害を取り除くため、保有施設について定期的に点検を行うとともに、必要な補修を行う。平常時の労働災害等事故の発生防止対策のほか、次の安全対策を講じるものとする。

- ① 建物・設備等の安全性の向上
- ② 消防用設備等の点検・整備
- ③ 基幹システム、化学物質・放射性物質・遺伝子組換え体等保管設備、重要文書・データ保管設備の保全対策
- ④ 備品配備・配置等の安全対策

1-7 農研機構本部機能の代替

首都直下地震等により農研機構本部が被害を受け、情報伝達等に支障が生じた場合には、北海道管理部、東北管理部、西日本管理部、九州沖縄管理部は相互に連携し、農研機構の被害状況の情報収集・伝達等の本部機能を代替する。なお、代替順位は以下のとおりとする。

- 第1順位：東北管理部
- 第2順位：西日本管理部
- 第3順位：北海道管理部
- 第4順位：九州沖縄管理部
- 第5順位：観音台第1管理部上越研究拠点

1-8 教育及び訓練

災害発生時の業務の継続性を確保するためには、全役職員が業務継続の必要性を共通の認識として持つことが重要である。このため、平常時から災害発生時の実動体制を想定した教育及び訓練を定期的実施する。教育及び訓練は、本部に設置された災害対応チーム、管理本部、各管理部及び各事業場が連携して計画し、実施する。

1-9 業務継続計画の修正

計画は必要に応じて見直し、その結果、修正を行う場合は内部統制委員会において審議して承認を得た後に修正する。本計画の修正に関する内部統制委員会

への提案は、機構本部の内部統制推進部が行う。

第2部

2-1 実施体制

農研機構は全国の事業場において、業務継続が脅かされる大規模な被害が発生した場合には農研機構本部に災害対策本部を設置する。災害対策本部は、業務継続計画の実施を総理する。

なお、災害対策本部の設置及び運営については、災害対策本部マニュアルに従って行うものとする。

2-2 基本手順

各事業場は、災害の発生時には、行動チェックリストに基づき初動対応を実施し、可能な範囲で重要業務等の継続体制の復旧に努め、業務を実施する。

(1) 行動チェックリスト

各事業場は、行動チェックリスト（別紙1）を作成して印刷、保管し、災害発生時には行動チェックリストに従い、役職員等の安全確保、被害拡大の防止、重要業務を実施することとする。また、担当職員の異動等の際には、行動チェックリストを更新する。

(2) 優先度の高い業務リスト

各事業場の部課室等は、1-3(4)に記載の優先度の高い業務についてリスト（別紙2）を作成して印刷、保管し、初動対応が落ち着いてきた段階で、業務を実施する。

(別紙1, 別紙2は非公開)